

少年育成センターだより

平成26年7月発行
米子市少年育成センター
電話 35-0852

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、米子市内において発生した不審者情報が104件寄せられ、前年度と比べ19件増加しました。また、今年度に入り、6月末現在で26件起きています。下記の事案を参考にして被害にあわないよう注意しましょう。

≡ 主な事案 ≡

主な事案は、「お菓子を買ってあげる」、車で近づき「家まで送ってあげる」「車に乗せてあげるから一緒に帰ろう」といった声かけや、携帯電話やカメラで盗撮、後をつけて来る、変質者などで、中には背後から近づき、突然手を引っ張ったり、口を塞いだり、身体に触るなど悪質な行為も発生しています。

また、被害者のほとんどが女子で、小学生の下校途中、中・高校生の部活や塾などの帰宅途中が目立ちます。

平成25年度 事案別・時間帯別・被害者の校種別不審者情報

(米子市少年育成センターまとめ)

	総数 (件)	発生時間帯							被害者の校種別		
		0時～8時	8～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～24	小学生	中学生	高校生
声かけ	19		1	1	5	10	2		12	3	4
写真撮影	29	1	3	2	2	12	9		9	6	14
つきまとい	23	1	2	1	3	9	5	2	6	6	11
変質的行為	18	3	1	1	1	4	5	3	3	6	9
暴力的行為	11			1	1	3	1	5	2	1	8
その他	4		2			1	1			4	
計	104	5	9	6	12	39	23	10	32	26	46

※この情報の中には、道を尋ねるために声をかけたり、悪意なく声をかけたものであっても、被害者(子ども)が「恐ろしい」と思ったり不安や不審に思って逃げた場合も含まれていることもあります。

被害から身を守るために

次のような対応に心がけましょう。

○被害は、午後4時頃から午後8時頃までに多発。下校時、部活や塾帰りの被害が目立つ！

- ・夜間の一人歩きは控え、家族に送迎してもらいましょう。交通量の多い明るい道を選びましょう。
- ・2学期になると日没時間が早くなります。登下校は、なるべく複数で行い、暗くなる前に帰宅しましょう。

○変質的行為や暴力的行為など悪質な行為が発生！

- ・身体を触られたり、連れて行かれそうになったら、大声で「助けてー」と叫ぶなど周囲に知らせましょう。
- ・危険を感じたら、近くの民家や事業所、「こどもかけこみ110番」の家などに助けを求めましょう。

○車から声をかけたり、携帯で写真撮影したり、自転車で後をつけて来る事案が発生！

- ・車の中から話しかけられても、近づかないようにする。危ないと思ったら、車の進行方向と逆に逃げましょう。
- ・スーパーなどで盗撮された場合は、迷わず近くの店員へ通報しましょう。

「いかのおすし」

(子ども安全標語)

- いか** 知らない人にはついて**いかない**
の 知らない人の車に**のらない**
お 「たすけて～」と**おおごえ(大声)**を出す
す 怖いことがあったら**すぐにげよう**
し どんなことがあったのか保護者や先生に**しらせる**

不審者を見たら！

不審な人や車を目撃した場合は、学校、警察、保護者等に知らせましょう！皆さんの情報が早い解決につながります。

- 年齢、年代
- 体格(身長、体型)
- 人相(眼鏡、顔形、髪の色・長さ)
- 言葉遣い
- 服装(色、シャツ、ジャンパー、ズボン、靴)
- 車のナンバーなど

交通事故の当事者にならないために！！

歩行者や自転車のちょっとした不注意が、大きな事故につながります。

交通事故は予期せぬ突然の出来事であり、加害者、被害者ともにその後の対応に多くの時間と労力、金銭（治療費、被害弁償など）を費やします。また児童生徒は、勉学の遅れや精神面など影響が及びます。最近、小学生の起した自転車事故の裁判で保護者に9,500万円の損害賠償を命じる判決がありました。

交通ルールを守り、他人（車）への思いやりある行動で、被害者や加害者にならないように気をつけましょう。

もう一度確かめましょう！

基本的な交通ルール

チェック

道路の安全な横断など

- 他車の動きをよく見る
- 飛び出しは絶対しない
- どんなときでも左右の安全確認
- 近くの横断歩道を渡る
- 歩道や路側帯がないところでは右端を歩く

チェック

自転車の安全な利用

自転車は、手軽に利用できる便利な生活用品の一部ですが道路交通法上「軽車両」となり様々な規制を受けます。交通ルールを守って事故のないよう安全に利用しましょう。（下記にかかる違反には大半で罰則があります。）

□ 交差点では一時停止で安全確認。信号を守る

交差点では出会い頭事故が目立ちます。一時停止標識のある交差点や踏切はもとより、見通しの悪い交差点では一時停止し、「安全を確認」してから発進しましょう。



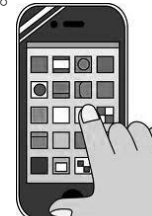
□ 傘差しの禁止

傘差し運転は、不安定になりまた前方の視野が妨げられ、とっさの危険を回避することができず、転倒したり歩行者や車との衝突事故につながります。



□ スマホ・携帯使用・画像注視運転の禁止

スマホや携帯でメールなどを操作しながら運転すると、注意が散漫になったり、前方不注視となり危険で事故につながります。



□ 並進（並んで走る）の禁止

歩道や狭い道を2,3台が横に並び話をしながら走行する光景をよく見かけます。他の車両や歩行者の迷惑になるほか、接触などの事故を起す原因をつくります。



□ 二人乗りの禁止（一部例外有り）

二人乗りは、不安定になり確実な操作ができにくく転倒など事故につながるおそれがあり危険です。

□ ヘルメットをかぶり、あご紐をきちんと締める

自転車で転倒すると、頭部を打ち重大事故につながります。自分を守るヘルメットを必ず着用しましょう。またあご紐はきちんと締めなければ効果がありません。

保護者は、12歳以下の児童が自転車に乗るときはヘルメットを着用させることになっています。



□ 歩道は歩行者が優先

自転車は、車道通行が原則です。歩道や路側帯、横断歩道では、歩行者が優先です。歩行者に迷惑をかけないように徐行するなど安全な速度と方法で通行しましょう。

盗難防止のため必ず施錠をしましょう